

1 包括外部監査とは

- ① 地方公共団体の監査機能の専門性を強化するため、地方自治法に基づき、公認会計士等一定の資格を有する外部の専門家と契約して行う監査。
- ② 監査対象となる県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、「地域住民の福祉の増進と地方公共団体の効率性」や「地方公共団体の組織・運営の合理化と規模の適正化」を達成するために、外部監査人が必要と認める特定のテーマについて年1回以上行う。

2 包括外部監査人

公認会計士 小川 芳嗣 氏、補助者4名

3 監査テーマ及び監査対象部局

- ① 監査テーマ：健康・医療・高齢者福祉行政に係る事業について
- ② 監査対象部局：福祉保健部、病院局

4 監査の着眼点

- ① 健康・医療・高齢者福祉を取り巻く諸課題や社会保障費の将来負担の増加は適切に把握され、有効と思われる改善策・抑制策が検討されているか。
- ② 病院事業において、病院間、施設間、行政機関等との役割分担や連携が図られているか。
- ③ 病院事業においては、経営改善のための取組は十分に行われているか。
設備投資を含めた将来計画は妥当な水準にあるか。等

5 外部監査の結果及び意見

【監査の結果：49件、意見：18件】

○主な監査の結果

- ① 貸付事務に関する不備(2件)：借用証書の記載不備等
- ② 補助事業に関する不備(1件)：完了確認検査調書の不備
- ③ 協議会開催に関する不備(1件)：協議会を未開催
- ④ 目標達成状況の公表(1件)：実績を非公表
- ⑤ 内部監査の不備(2件)：内部監査未実施、監査責任者未指定
- ⑥ 医師の機種指定の排除(2件)：大多数の購入機器で機種を指定
- ⑦ 固定資産の現物管理(2件)：現物照合未実施、台帳登録の不備

○主な意見

- ① 地域医療構想の位置づけと大分県の責任の明確化
- ② 医療・介護スタッフの量的・質的確保
- ③ 地域医療構想を踏まえた大分県立病院の役割の明確化
- ④ 公立病院間における再編・ネットワーク化
- ⑤ 大分県立病院の経営の効率化(経営指標と医療機能等指標)
- ⑥ 病院事業における一般会計負担のあり方

参考：「監査の結果」と「意見」

①「監査の結果」

不適切であり改善措置等が求められる事項で、地方自治法上、その措置状況の公表等が必要なもの。

②「意見」

監査の結果とは異なり、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項として提出された、監査人の一つの見識といふべきもので、法的には長や議会などの関係機関に対し応答義務等の拘束力を有しないもの。

※本県では監査の結果に添えられて提出された監査人の「意見」を尊重し、「監査の結果」と同様「意見」についても対応するとともに、対応状況の報告・公表等を行うことにより、県民への説明責任を果たしてきている。

病院事業における一般会計負担のあり方について

1. 県立病院の役割

県立病院は県民医療の基幹病院として、がん・救急・周産期・小児医療などの高度・専門医療及び感染症・災害医療などの政策医療を提供する。

2. 経営改善に向けたこれまでの取組

- (1) 急性期医療への重点化による収益の確保(病診連携の推進による新規患者の獲得等)
- (2) 業務内容や契約の見直しなどによる費用の削減(後発医薬品の利用拡大等)
- (3) 職員の意識改革・業務改善の推進(稼働目標の設定などによる経営意識の醸成等)

3. 一般会計負担金とは

地方公営企業は企業性の発揮と公共の福祉の増進を基本原則に、経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則。

しかしながら、地方公営企業法上、

- ① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(例:救急医療の確保に要する経費)
- ② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
(例:がん診療など高度または特殊医療経費)

等については、負担金等の方法により一般会計等が負担するものとされている。

なお、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

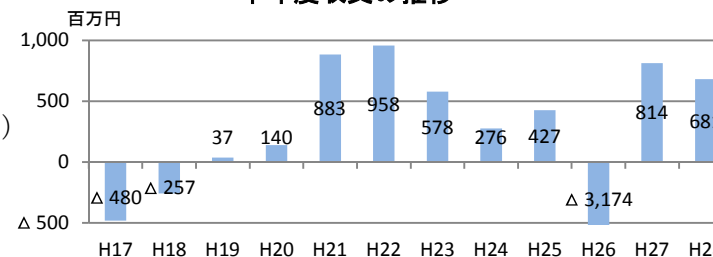
4. 包括外部監査の意見

大分県立病院が地域医療の確保のため果たすべき役割を踏まえて、一般会計負担のあり方を議論する必要がある。

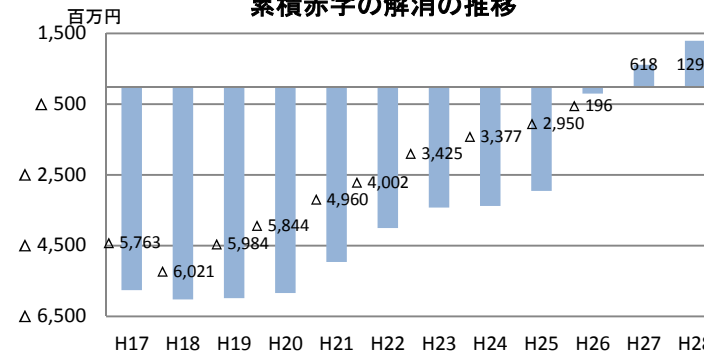
5. 県立病院の役割を踏まえた一般会計負担のあり方について

- (1) 政策医療(救急医療の確保に要する経費、感染症医療に要する経費等)
 - (2) 高度医療(がん診療に要する経費、建設改良に要する経費等)
 - (3) その他(医師及び看護師等の研究研修に要する経費等)
- 【新たな課題】県立精神科「精神医療センター(仮称)」の設置

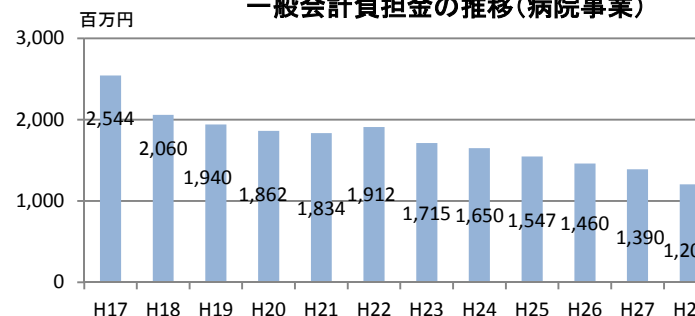
単年度収支の推移



累積赤字の解消の推移



一般会計負担金の推移(病院事業)



対応方針

一般会計負担金については、法のもとに国の基準に基づいて、過度に負担金に頼らない自律的な病院運営を目指し、協議のうえ、額の算出方法を定めている。

これまで一般会計負担金を減らしながらも、黒字経営を継続し、一定の成果をあげていることから、今後も現状をベースとするが、平成32年度開設予定の精神医療センター(仮称)分については、運営体制等を踏まえ、負担のあり方を協議していきたい。

県立病院精神医療センター（仮称）の整備について

精神科救急医療の現状・課題

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7で設置が義務づけられている県立精神科病院が未設置である(全国に3県)。
- 夜間・休日における、自傷他害のおそれがある場合の措置入院については、県下20の民間精神科病院による輪番制で対応しているが、家族等の同意が必要な医療保護入院への対応については体制が確保できていない。
- 身体合併症を有する精神疾患患者については、大分大学医学部附属病院に委託し、24時間365日の受入体制を確保しているが、一般病床での対応にとどまる。



県立精神科基本構想

- 県立精神科基本構想検討委員会(H27.10月設置)が「県立精神科基本構想」を整理し、平成28年3月末に提出。

県立精神科病院等の役割

- ・ 県立精神科病院は、精神科救急の基幹的病院として位置づけ、夜間・休日を中心とした24時間体制を確保する。
- ・ 県は、精神科救急医療体制の充実及び円滑な運用に向け、民間精神科病院等との具体的な役割分担を明確にするとともに連携体制を構築する。

- 1 自傷・他害のおそれがある場合の措置入院については、県下20の民間精神科病院による輪番制での対応を継続する。
- 2 県立精神科病院からの転院先については、かかりつけ病院がある場合は、当該病院への転院を原則とする。
- 3 身体症状が安定し、民間精神科病院で対応可能な患者については、速やかに民間精神科病院に転院を行う。
- 4 身体合併症の患者については、疾病やその症状に応じて、総合病院である大分大学医学部、別府医療センターと連携を図りながら対応を行う。



平成28年5月23日(知事定例記者会見)

県立精神科基本構想に沿って、設置の準備を進める旨を表明。

施設の概要等

病棟機能	精神科救急治療	保護室、個室、多床室
	身体合併症治療	HCU、個室
	外来治療	院内要請、退院後フォロー、特殊薬剤・治療を必要とする患者
建設場所	大分県立病院に併設	
規模	2階建 36床 (延床面積 3,000㎡程度)	
建設費等	20数億円程度 (基本設計による概算)	
人員体制	医師	5名以上(内、精神保健指定医3名以上)
	看護師	24名以上
	精神保健福祉士	2名以上
	臨床心理士	必要数(1名)
	その他(事務職等)	必要数
運営計画	精神科基本構想に基づき精神科救急や身体合併症治療を対象	
	病床の稼働については、医師の確保に応じて運営	
	入院期間は原則1ヶ月以内	
	感染症対策として陰圧室を設置	
スケジュール	必要な設備機能を整備(酸素、吸引、CT等)	
	平成28年11月～	基本設計
	平成29年7月末～	実施設計
	平成30年度	着工
	平成32年度中	開設